2-1 関係法令

(1) 交通政策基本法(平成 25 年 12 月施行、令和 2 年 12 月改正)

同法では、交通が担うべき役割などを示しており、特に地方公共団体が行うべき施策として 「まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携」が示されています。

表 2-1 交通政策基本法の概要

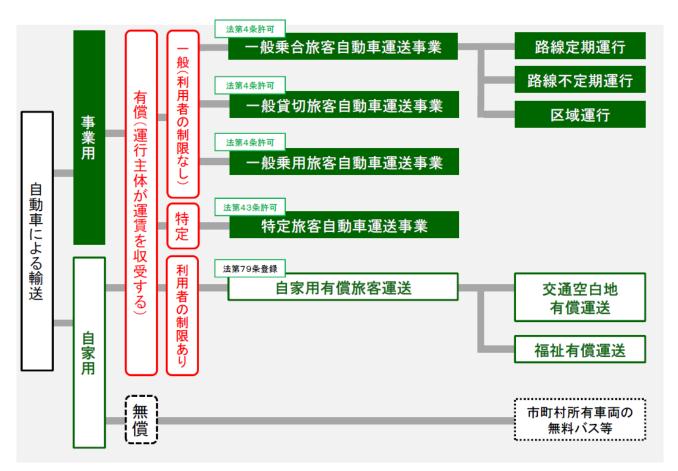
衣 2-1 文地以東陸平広の幌安		
項目	 内 容	
	○交通が果たす機能	
基本的認識	・国民の自立した生活の確保	
	・活発な地域間交流、国際交流	
	・物資の円滑な流通	
	○国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要	
	○交通機能の確保・向上	
	・少子高齢化の進展等に対応しつつ、以下の内容に寄与	
	-豊かな国民生活の実現	
交通の役割	-国際競争力の強化	
	-地域の活発な向上	
	・大規模災害に的確に対応	
	○環境負荷の低減、様々な交通手段の適切な役割分担と連携、交流の安全の確保	
	○豊かな国民生活の実現	
	・日常生活の交通手段確保	
	・高齢者、障がい者等の円滑な移動	
日の佐笠	・交通の利便性向上、円滑化、効率化	
国の施策	○地域の活力の向上	
	・国内交通ネットワークと拠点の形成	
	・交通に関する事業の基盤強化、人材育成等	
	○国際競争力の強化、大規模災害への対応、環境負荷の低減、適切な役割分担と連携	
地方公共	○自然的、経済的、社会的諸条件に応じた交通に関する施策を総合的かつ計画的に実施	
団体の施策	・まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携	

(2) 道路運送法 (昭和 26 年 6 月施行、令和 4 年 6 月改正)

同法では、有償で交通を運行するにあたっての種別及び定めるべき事項やこれらを協議する 場など、旅客自動車運送事業を行うにあたり必要となる手続内容等について定めています。

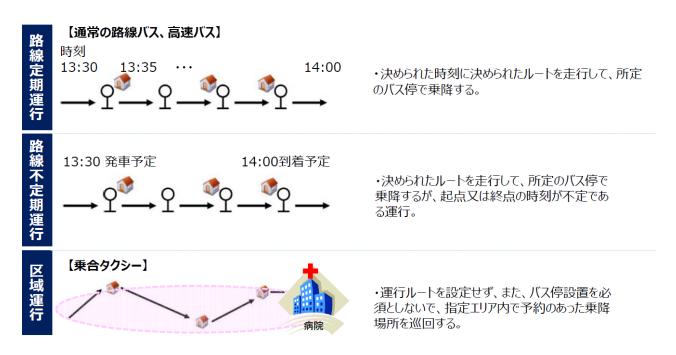
表 2-2 道路運送法の概要

女 Z −Z		
項目	内容	
目的	○道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービス	
	の円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用	
	者の利益の保護及びその利便の増進を図ること	
	○道路運送の相互的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること	
	○事業用旅客自動車運送事業 (4条)	
	・一般乗合旅客自動車運送事業	
	-路線定期運行	
	-路線不定期運行	
	-区域運行	
	・一般貸切旅客自動車運送事業	
交通の役割	・一般乗用旅客自動車運送事業	
	・特定旅客自動車運送事業	
	○一般乗合旅客自動車運送事業者による運行が困難な場合における一時的な需要のため	
	の運送(21 条)	
	○自家用旅客自動車運送(78条)	
	-交通空白地有償運送	
	-福祉有償運送	
	○事業計画	
	・路線又は営業区域	
	・停留所の名称、位置、停留所間の距離	
	・主たる事務所及び営業所の名称、位置	
 運行に	・営業所に配置する事業用自動車の数	
あたって	・自動車車庫の位置及び収容能力	
	○運行計画	
定める事項	・運行系統(ルート)	
	・運行回数	
	・運行時刻	
	・運賃	
	-上限運賃(上限の範囲内で実施運賃を届出)	



出所 道路運送法等関係法令の基礎知識について(北陸信越運輸局自動車交通部)

図 2-1 道路運送法上の事業区分と運行形態



出所 道路運送法等関係法令の基礎知識について(北陸信越運輸局自動車交通部)

図 2-2 一般乗合旅客自動車運送事業のイメージ

(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成 19年5月施行、令和2年11月一部改正)

同法では、地域公共交通計画の策定にあたって「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」が求められるとともに、持続可能な地域公共交通の構築に向け、「地域における輸送資源の総動員」による地域公共交通の維持・確保に向けた具体策を盛り込むことができるようになりました。

表 2-3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要

項目	内容
改正の背景	○人口減少の本格化、運転手不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持・確保が 厳しさを増す中、高齢者の運転免許の返納が年々増加するなど、地域の暮らしと産業 を支える移動手段を確保することがますます重要 ○加えて、多様な関係者が連携し、地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備す
改正の概要	○地域が自らデザインする地域の交通 ・地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成 ・地方公共団体による地域公共交通計画「の作成 ・地方公共団体による地域公共交通計画作成が努力義務化 ・バス・タクシー等の従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用旅客有償運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け、きめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮) ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等、データに基づくPDCAを強化 ・地域における協議の促進 ○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 ・様々な補助メニューや制度を創設 ・輸送資源の総動員による移動手段の確保 ・地域に最適な旅客運送サービスの継続(地域旅客運送サービス継続事業) ・自家用有償旅客運送の実施の円滑化 ・貨客混載に係る手続の円滑化 ・既存の公共交通サービスの改善の徹底 ・利用者目線による路線の改善、運賃の設定(地域公共交通利便増進事業) ・MaaS の円滑な普及促進に向けた措置

2-2 上位計画

(1) 第8次白糠町総合計画

白糠町では、まちづくりに関する最上位計画として「総合計画」を策定しています。

表 2-4 第8次白糠町総合計画の概要

項目	内容	
計画期間	平成 30 年度から令和 9 年度	
	○第8次白糠町総合計画策定の趣旨	
	将来に向かって、白糠町が持つ豊かな自然と気候風土、恵まれた地域資源を活用し、	
	「子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、生涯輝いて暮らせるま	
 策定の趣旨	ち」、「安全で安心して心豊かに住み続けたい、誰もが住んでみたくなるようなふるさと	
水だの座目	白糠」を築くため、「原点に立ち返り、足元を見つめ、耕し直す」ことを念頭に、新た	
	な概念・方向性を打ち出すのではなく、着実に取り組んできた「3つの柱」を重要視点	
	とした「新たなまちづくり」を堅持し、各種計画との整合性を図りながら、中長期的な	
	視点に立ってまちづくりの方向性を示すこととしました。	
	○道路・交通ネットワークの整備	
	幹線道路網との連携や機能分担に配慮しながら、道路網の充実に向け、町道等の整備	
	を計画的、効率的に進めます。	
公共交通に	・広域幹線道路の整備	
関する事項	・公共交通体系の形成	
	・幹線道路の整備	
	・生活道路の整備	
	・維持管理の推進	

2-3 関連計画

(1) 白糠町における関連計画等の整理

①白糠町都市計画マスタープラン

白糠町では、白糠町の都市計画区域内における都市計画に関する基本的な方針として「白糠町都市計画マスタープラン」を策定しています。

表 2-5 白糠町都市計画マスタープランの概要

項目	内容
計画期間	令和 2 年度から令和 22 年度
策定の趣旨	○白糠町都市計画マスタープランの趣旨 白糠町の将来像を長期展望に立って、町が行う都市計画の方向性を明らかにし、将来 の土地利用の方針や、道路、公園、公共施設などの整備を行う上での指針となる計画で す。
公共交通に 関する事項	○都市(まち)づくりの課題・都市計画道路の見直し検討・生活道路の整備・公共交通網の充実

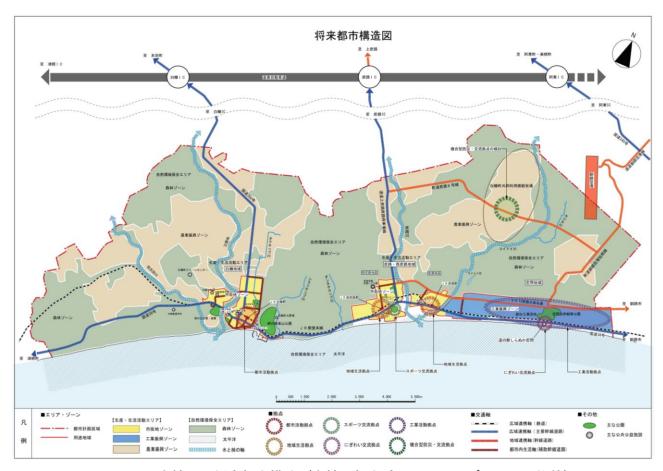


図 2-3 白糠町の将来都市構造(白糠町都市計画マスタープランより抜粋)

②第2期白糠町創生総合戦略

本計画の関連計画にあたる「第 2 期白糠町創生総合戦略」は、人口減少と地域経済縮小を克服するものであり、長期的には地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにするためのものです。

人口減少問題は、地域によって状況や原因が異なります。加えて、将来に向けた地域が抱える 課題に応じた対応策が必要となります。

表 2-6 第2期白糠町創成総合戦略の概要

No - Alto - Mail Haller, it differented that the latter		
項目	内容	
計画期間	令和2年度から令和6年度	
策定の趣旨	○第2期白糠町創成総合戦略の趣旨	
	人口減少問題への危機感、そして今後の見通し、課題などの認識を広く町民と共有	
	し、白糠町人口ビジョンで示した人口の将来展望を実現していくため、これまでのまち	
	づくりの方針を維持しながら、より一層の地域活性化を図るとともに、人口減少などの	
	課題に対応するための計画として策定します。	
	○安心して暮らせる豊かな地域づくり	
	・町営バスの運行	
	地域公共交通を再編し、本格運行となったコミュニティバス及び予約制バスの更なる	
公共交通に	利便性の向上に努めます。	
関する事項	● 市街地へのコミュニティバスの運行(白糠、庶路・西庶路地区)	
	● 沢地区への予約制バスの運行(茶路沢・庶路沢)	
	● 白糠町地域公共交通活性化協議会の開催	
	● 利用者へのアンケート調査の実施	

③白糠町過疎地域持続的発展市町村計画

本計画の関連計画にあたる「白糠町過疎地域持続的発展市町村計画」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「本法」という。)が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、本法第8条第1項の規定に基づき策定しています。

表 2-7 白糠町過疎地域持続的発展市町村計画の概要

項目	内容		
計画期間	令和3年度から令和7年度		
策定の趣旨	○白糠町過疎地域持続的発展市町村計画の趣旨 地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉 の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として 施策を推進しています。		
公共交通に 関する事項	○交通施設の整備、交通手段の確保・道路の整備推進・バス輸送と鉄道の整備推進		

④第8期白糠町高齢者保健福祉計画 白糠町介護保険事業計画

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、また「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づき策定しています。両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定しています。

表 2-8 第8期白糠町高齢者保健福祉計画 白糠町介護保険事業計画の概要

項目	内容	
計画期間	令和3年度から令和5年度	
策定の趣旨	○第8期白糠町高齢者保健福祉計画 白糠町介護保険事業計画の趣旨	
	団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年、そして、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳	
	の高齢期に到達するとともに介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが	
	見込まれる令和 22 年(2040 年)を見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズ等を中	
	長期的に見据え、さらなる地域包括ケアシステムの推進に向けて、「高齢者の自立支援	
	や重度化予防に向けた取組」、「医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「災害や	
	感染症への対応」などの取組を推進していきます。	
公共交通に	○高齢者の積極的な社会参加	
関する事項	・高齢者への交通費の支援	

(2) 北海道等における関連計画の整理

北海道では、本計画に関連する計画として、下記に記載している「北海道総合計画」や「北海道交通政策総合指針」の2つが挙げられ、「地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築」や「地域における最適な交通モードの検討」、災害発生時における「地域公共交通ネットワークの機能停止の防止」について整理・計画しています。

表 2-9 本計画に関する計画

女 2-5 平川画に因りる川画		
計画名・年次	内容	
○北海道総合計画-平成 28 年度から令和 7 年度	 ○地域でお互いに支え合うまちづくりの推進 ・買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信 ・日常生活に必要不可欠な生活交通の確保 ・街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携 ○連携と交通を支える総合的な交通ネットワークの形成・交通・物流を担う人材の確保・育成・国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築・交通インフラ整備と自動運転や MaaS 等との連動 	
○北海道交通政策総合指針 -平成 30 年度から 令和 12 年度	 ○シームレス交通戦略 ・交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上 ・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革 ○地域を支える人・モノ輸送戦略 ・地域における最適な交通モードの検討 ○ウィズコロナ戦略 ・コロナ禍で失われた交通需要の回復 ・非接触型サービスの拡大による移動の質の向上 ・社会背景・住民ニーズを踏まえたサービス持続性の確保 	
○北海道釧路・ 根室地域公共交通計画 -令和 5 年度から 令和 9 年度	○対応基本方針①:地域住民や来訪者の広域移動を支える広域交通の維持・確保○対応基本方針②:市町村内の生活圏交通と広域交通の接続性向上、交通拠点の機能強化○対応基本方針③:公共交通の利用促進・持続性の確保	